

独立行政法人国立病院機構医王病院 虐待防止・対策指針

第1条 虐待防止に関する基本的な考え方

当院は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定める。全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記のとおりであり、これらの発生の防止を図る。

- ① 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれを生じさせること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- ② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- ③ 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的にして、虐待防止委員会(以下「委員会」という)を設置する。

1 委員会の役割

- 一 虐待防止のための指針等の整備。
- 二 虐待事例の分析及び再発防止対策の検討並びに委員会によって立案された虐待防止対策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関すること。
- 三 虐待防止における実務責任者である職場長とそのスタッフ職員に対する指示に関すること。
- 四 虐待防止のための啓発、教育、広報に関すること。
- 五 虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討。
- 六 その他虐待防止に関すること。

2 構成員

副院長、診療部長、脳神経内科医長、小児科医長、看護部長、事務部長、副看護部長、管理課長、療育指導室長、医療社会事業専門職、医療安全管理係長（医療安全管理者）、看護師長2名、主任保育士、サービス管理責任者、相談支援専門員、専門職、心理療法士

必要に応じ委員長が指名する者を構成員に加える。なお、年1回以上は外部委員を招聘して開催する。

3 委員会の開催頻度と記録

- 一 委員会の開催は4月および奇数月とする。
- 二 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- 三 委員会の会議内容を記録する。

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 虐待防止を目的とした職員研修を、年1回以上実施する。
- 2 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- 3 研修の開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管する。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに客観的な事実確認を行う。
- 2 虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- 3 虐待者が職員であることが判明した場合は、関係法令及び規程に基づき厳正に対処する。
- 4 虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

第6条 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- 1 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、医療社会事業専門職とする。
- 2 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- 3 虐待が疑われる事案については、漏れなく、そして速やかに、電話等により市町村障害者虐待防止センター等関係機関に通報を行う。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法

- 1 虐待等の相談について、窓口担当者は受け付けた内容を虐待防止責任者である副院長に報告する。報告を受けた虐待防止責任者は速やかに病院管理者に報告を行う。
- 2 相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- 3 対応の結果は相談者に報告する。

第8条 当指針の閲覧

当指針は、患者及び家族がいつでも閲覧ができるようホームページ上に公表する。

第9条 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、患者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

令和7年9月24日作成